

貨物自動車運送事業者数及び車両数

令和7年3月31日現在

支局別	区分	一 般								特 定		合 計		貨物軽自動車 運 送 事 業  (軽霊柩含む)
	事業者数	一 般		(特別積合せ)		霊 柩		計		管 内	その他	管 内	その他	
	車両数	管 内	その他	管 内	その他	管 内	その他	管 内	その他					
新 潟	事業者数	682	189	6	12	90	0	772	189	2	1	774	190	2,431 (6)
	車両数	18,083	7,202	487	181	343	0	18,426	7,202	5	11	18,431	7,213	4,143 (6)
長 野	事業者数	644	233	10	9	82	8	726	241	3	0	729	241	2,740 (5)
	車両数	14,930	5,816	180	209	221	12	15,151	5,828	17	0	15,168	5,828	3,687 (5)
富 山	事業者数	562	132	2	24	52	1	614	133	6	0	620	133	1,346 0
	車両数	10,517	3,139	116	121	193	2	10,710	3,141	13	0	10,723	3,141	2,145 0
石 川	事業者数	690	134	2	12	48	3	738	137	5	1	743	138	1,716 (2)
	車両数	10,612	3,363	43	177	174	25	10,786	3,388	23	15	10,809	3,403	2,885 (2)
合 計	事業者数	2,578	688	20	57	272	12	2,850	700	16	2	2,866	702	8,233 (13)
	車両数	54,142	19,520	826	688	931	39	55,073	19,559	58	26	55,131	19,585	12,860 (13)

- (注)1. 「管内」欄には、当該運輸支局管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上した。
2. 「その他」欄には、当該運輸支局管外に主たる事務所を有する事業者が当該運輸支局管内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数及び車両数を計上した。
3. 「特別積合せ」欄の事業者数及び車両数は、一般の欄の内数とし、車両数については運行車数を計上した。
4. 「霊柩」欄の事業者数には、霊柩専業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については霊柩自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「霊柩」欄に計上する。
5. 「貨物軽自動車運送事業者」欄には、軽霊柩自動車を保有する事業者数及び車両数を内数として( )書きで表示した。